

様式第4のイ（第4条、第5条関係）

(1) 製造所
一般取扱所 構造設備明細書

事業の概要		(2)					
危険物の取扱作業の内容		(3)					
製造所（一般取扱所）の敷地面積		(4) m ²					
建築物の構造 (5)	階数		建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
	壁	延焼のおそれのある外壁		柱		床	
		その他の壁		はり		屋根	
	窓		出入口		階段		
建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造 (6)		階数		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
		建築物の構造概要					
製造概要	設備の概要	(7)					
令第9条第1項第20号の概要	タンクの概要	(8)					
配管	(9)			加圧設備	(10)		
加熱設備	(11)			乾燥設備	(12)		
貯留設備	(13)			電気設備	(14)		
換気、排出の設備	(15)			静電気除去設備	(16)		
避雷設備	(17)			警報設備	(18)		
消火設備	(19)						
工事請負者住所氏名	(20) 電話						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 令第9条第1項第20号のタンクにあっては、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

製造所・一般取扱所構造設備明細書記入要領

項 目	記 入 内 容
(1)施設区分	申請以外の区分を二重線で消す，若しくは該当する申請区分を○で囲むように記入します。
(2)事業の概要	製造所等が設置されている事業所の主たる事業内容を記入します。
(3)危険物の取扱作業の内容	危険物の取扱い及びこれに伴う貯蔵等の概要を記入します。 (例) 溶剤，顔料等を混合し塗料（危険物）を製造する。1階機械室に，軽油を燃料とする非常用発電機を設置する。
(4)製造所（一般取扱所）の敷地面積	製造所等が設置される事業所の敷地全体の面積を記入します。
(5)建築物の構造	製造所等（建築物の一部に製造所等を設ける場合は，製造所等に係る部分）の面積等を記入します。建築物の構造は，危険物施設の建築物の構造等について次のア～ケにより記入します。 ア 工作物のみで，建築物がない場合は，不必要な欄は斜線で抹消し，「延べ面積」欄を「敷地面積」と訂正し，危険物施設の敷地面積を記入します。 イ 階数は，建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第2条第8号に規定する階数（建築物の一部に製造所等を設ける場合は，製造所等が設置されている階数）を記入します。 ウ 建築面積は建基令第2条第2号で規定する面積を，延べ面積は建基令第2条第4号で規定する面積を記入します。 エ 壁のうち延焼のおそれのある外壁は，危政令第9条第5号に規定する部分がある場合に該当する外壁の構造を記入します。 オ その他の壁は，延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入します。なお，括弧書で耐火構造，防火構造又は不燃材料の別を記入します。 カ 柱，床，はり，屋根は，該当する構造を記入します。なお，上階を有する場合は，屋根の欄に上階の床の構造を記入します。 キ 窓は，建築基準法（以下「建基法」という。）に規定する耐火性能を記入します。なお，窓ガラスの材質等を括弧内に記入します。 ク 出入口は，外壁部分に設けられている出入口の材質（鉄製，アルミニウム製等）及び建基法に規定する耐火性能を記入します。 ケ 階段は，構造を記入します。
(6)建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造	建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造は，製造所等が設置される 建築物全体の鉄筋コンクリート造等の構造を記入します。
(7)製造（取扱）設備の概要	製造所等に設置される危政令第9条第1項第20号に規定するタンク（以下「20号タンク」という。）以外の主な設備の種類及び数を記入します。
(8)令第九条第一項第二十号のタンクの概要	製造所等に設置される20号タンクの容量及び設置数を記入します。なお，20号タンクは，タンクごとに別途構造設備明細書（様式第4のハ，4のニ，4のホ）を添付します。
(9)配管	製造所等で使用する全ての配管について材質，外面保護等を記入し，JIS規格番号又は材料記号を記入します。
(10)加圧設備	タンク又は設備内の危険物に対して外部から圧力をかける設備又は反応等により容器内部の圧力が高くなる設備を指しますが。記入欄

	<p>には、加圧される危険物が収容される設備及び圧力等が確認できるよう簡潔に記入します。</p> <p>(例)・製造所で危険物を2基の加圧混合機内で窒素により100キロパスカルに加圧する場合⇒「攪拌混合機2基(窒素加圧100kPa)」</p> <p>・一般取扱所で第1石油類と第2石油類等を1基の反応釜で反応(常用圧力1.0メガパスカル)させる場合⇒「反応釜2基(反応圧1.0MPa)」</p>
(11)加熱設備	<p>タンク又は設備内の危険物に対して、外部から加熱する設備を差しますが、記入欄には加熱される危険物が収納される設備、加熱温度等の状態を確認できるよう簡潔に記入します。</p> <p>(例)製造所で、第3石油類を20号タンク内で蒸気ボイラーにより80度に加熱する場合⇒「20号タンク3基(蒸気加熱80度)」</p>
(12)乾燥設備	<p>危険物を乾燥又は蒸発(以下「乾燥」という。)させる設備機器を指し、欄には乾燥される危険物、乾燥に用いる設備及び設置台数等を記入します。</p> <p>(例)赤外線ヒーター3基により第2石油類を乾燥させる場合⇒「塗料(第2石油類),赤外線ヒーター3基(乾燥室)」</p>
(13)貯留設備	<p>ためます、囲い等の拡散防止措置、油分離装置等を記入します。</p>
(14)電気設備	<p>危政令第9条第1項第17条が適用されることにより、電気設備に関する技術上の基準を定める省令(以下「電設基準」という。)に基づき設置される電気設備の種類、防爆構造の種類又は記号及び個数を記入します。ただし、電気設備が多岐にわたる場合等は、総合的に捉えて、「電気工作物に係る法令のとおり設置する。」と記入することができます。</p>
(15)換気、排出の設備	<p>換気、排出の設備に分け、種別(自然換気、強制、自動強制)、設備種類、設置台数等を記入します。</p>
(16)静電気除去設備	<p>電設基準第19条第1項に定める接地工事の種類(D種接地工事等)、静電気除去装置等の設備の種類及び設置台数を記入します。</p>
(17)避雷設備	<p>JISA-4201で示される保護手法(回転球体法、保護角法、メッシュ法)及び受雷部(突針、水平導体、架空地線、避雷導体)を記入します。なお、他の建築物等に設置されている避雷設備の保護範囲内により、製造所等に避雷設備を設置しない場合は、括弧書で他の建築物等の名称及び避雷設備の概要を記入します。</p>
(18)警報設備	<p>危険物規則第37条に規定する警報設備について記入します。</p> <p>(例)加入電話,自動火災報知設備</p>
(19)消火設備	<p>危政令別表第5に規定する区分、設備名、設置数等を記入します。</p> <p>(例)第3種二酸化炭素消火設備(全域),第5種粉末消火設備2本</p>
(20)工事請負者住所氏名	<p>工事請負者の住所、氏名(法人は主たる事業所の所在地、法人名、工事責任者名)及び連絡先の電話番号を記入します。</p>

※該当がない項目は、斜線又は「なし」等を記入し、空欄が無いようにしてください。